

英語観光マップ作成業務委託仕様書

1. 件名

英語観光マップ（以下、観光マップと云う）作成業務

2. 契約期間

契約締結日から令和7年3月31日まで

3. 業務内容

- (1) 観光マップのデータ作成
- (2) 日本語原稿の英語翻訳（日本語 3,000 文字程度）
- (3) 観光マップのデザインと構成編集、文字校正
- (4) 掲載内容の英語ネイティブチェック
- (5) 観光マップの印刷
- (6) 観光マップ（成果品）の保管と配送（分割納品）。
- (7) 最終入稿後の観光マップデータ（成果品）の納品。

※詳細は、7.観光マップ作成の留意事項を参照。

4. 観光マップ規格等

- (1) 紙質／上質 菊判 38Kg
- (2) 紙サイズ／A3（成果品は2つ折り加工でA4判の仕上がり）
- (3) 印刷／両面印刷
- (4) 刷色／4色フルカラー
- (5) 印刷部数／150,000部
- (6) 梱包形態／500部単位での紙梱包

5. 成果品の納品日と納品部数

（データ）観光マップデータ（下記の初回印刷物納品時に発注者へ納品）

(1)最終入稿データを以下の仕様でDVD-ROMにより1部を発注者へ納品すること。

- A) 業務印刷向けトンボ付きPDFデータ
- B) 編集可能なデータ（Adobe Illustrator）
- C) WEB掲載用PDFデータ（トンボなし）
- D) 一般印刷向け仕上がりPDFデータ（トンボなし）

※各データの使用方法は、次の通り。

- ・A)とB)は、発注者が観光マップを増刷する際に使用するデータ
- ・C)は、発注者の公式ホームページやSNS等に掲載
- ・D)は、PCダウンロード用

（印刷物）

- (1) 初回納品日／令和7年3月25日（火）
- (2) 納品場所と部数／各回30,000部（15,000部×2か所）を下記に分割納品。
 - ・奈良市総合観光案内所（奈良市三条本町1082）
 - ・奈良市観光センター（奈良市上三条町23-4）

(3) 以降、印刷物の納品日と部数については、発注者より随時連絡する。

なお納品回数は、初回を含め5回（各回30,000部）の予定。

(4) 保管期間は、在庫がなくなるまで。

6. 観光マップデータ作成作業方法

(1) 契約後、速やかに「作業工程予定表」を提出し、受注業務の適切な進行管理に努める。

(2) 適宜打ち合わせを開いた上で、必要な観光マップデータとイラスト等を作成と合わせて、掲載する内容の日本語原稿を英語翻訳。全体的な観光マップデザイン（案）を作成。

(3) デザイン・構成・掲載内容等を確定し、文字校正・色校正を重ねる。校正回数は7。(3)に記載

(4) 最終校正前に掲載内容の英語ネイティブチェックする事。

(5) 英語ネイティブチェック後の最終校正後、印刷作業に進む。

※提供するデータ

・既存の日本語マップデータ（Adobe Illustrator）

・既存の英語観光マップデータ（Adobe Illustrator アウトライン済）

※作成する観光マップデータ形式は、Adobe Illustrator とする事。

7. 観光マップ作成の留意事項

外国人観光客が奈良市内の観光地をスムーズに巡れる、「見やすい」英語観光マップを作成する。

※既存の英語・日本語観光マップ（PDF）は、別途添付する参考データを参照すること。

(1) 構成内容について

①（表面）奈良市広域マップと観光インフォメーション欄による構成

・既存の日本語マップデータを利用し、英語翻訳・英語テキストへの置換と追加・削除、一部デザインデータ修正あり。

※既存の日本語マップのデータは、発注者より提供。

②（裏面）奈良公園周辺マップと、世界遺産の社寺紹介・バス乗場・その他諸情報により構成

・奈良公園周辺マップを新規作成（A4サイズ）。

・奈良公園周辺マップは、車道と歩道の区別を分かりやすくすること。また、主な観光施設、おもてなしトイレ、市内循環バス路線、駐車場等の諸情報（記号等）を入れること。

・世界遺産の社寺紹介は、で該当する社寺のWEBへ誘導するようQRコードを作成。

・バス路線図とバス乗場（近鉄・JR奈良駅）イラストは新規作成。

・その他諸情報は、「観光マナー」「鹿との接し方」等を掲載。（イラスト作成と日本語原稿を英語翻訳する事）

(2) 編集にあたっては、発注者と協議し、文字の大きさ、色彩、見やすさ等を考慮すること。

(3) 校正は、原則として3回以上とし、その内1回は色校正とする。

8. 著作権の譲渡等

作成した成果品（観光マップデータと印刷物）の著作権は、受注者が作成した地図・イラスト等も含め、全て発注者に帰属するものとする。この契約により作成される成果品の著作権等の取り扱いは、次の各号に定めるところによる。

(1) 受注者は、本成果品の著作権（著作権法第27条及び第28条に定める権利を含む）を発注者に譲渡するものとする。

※成果品の観光マップデータの著作権料は、入札金額に含む。

- (2)成果品については、原則として発注者が本成果品を増刷・更新するために必要な範囲内で、発注者が複製し、もしくは翻案、変形、改変その他の修正をすることができるものとする。
※成果品の観光マップデータを2次使用した際の責めは、発注者が負う。
- (3)作成の都合上やむを得ず、著作権を発注者に譲渡できない写真、文章等を使用する場合は、事前に発注者に申し入れを行い、了解を得ること。発注者に著作権を帰属させることができない写真、文章等の二次利用については、その都度、発注者とで協議すること。
- (4)特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている履行方法等を使用するときは、受注者がその使用に関する一切の責任を負うこと。

9.再委託等の制限

受注者は、業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、業務を実施する上で必要があると認められ、あらかじめ発注者と協議して承諾を得たときはこの限りでない。

10.その他

- (1)業務の進捗状況について、発注者に適宜報告し、調整を図ること。
- (2)業務の実施にあたって不明確な点や改善の必要があると認められる場合は、発注者と協議すること。
- (3)業務が適正に実施されていない等、発注者が受注者の査察が必要であると認めた場合は、受注者は査察に対して協力しなければならない。
- (4)印刷後、配布前に誤りが判明し、誤りの度合いにより、正誤表やシール貼付などの対応が必要な場合は、原則、対応すること。なお、その際の費用負担は、発注者と協議の上、決定する。
- (5)本仕様書の内容に疑義が生じた場合及び仕様書に定めがない事項については、発注者と受注者が協議の上、決定すること。

11.問い合わせ先

公益社団法人 奈良市観光協会 仲畷

所在地：奈良市三条本町1-8 シルキア奈良2階

電話：0742-30-0230

Eメール：kyokai●narashikanko.or.jp（送信の際は●を@に置き換えること）